

第3期春日市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

【令和3年度～令和12年度】

令和3年3月

春日市

はじめに

地球温暖化問題は、その影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる、最も重要な環境問題となっております。

本市では、平成16年12月に「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定以降、市民・事業者の皆様との協働により、様々な地球温暖化対策に取り組んでまいりました。



しかしながら、近年では、全国で記録的な猛暑や集中豪雨などの異常気象が発生し、身近な生活への影響がますます色濃くなっております。

また、国際社会においては地球温暖化対策の新たな枠組である「パリ協定」の発効、我が国においては「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」の策定、最近では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロと表明するなど、地球温暖化対策の拡充に向けた動きが加速しております。

このような状況を踏まえ、本計画においては、本市の地域特性を考慮しながら、今後10年間の計画期間における市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を新たに設定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

次の世代へ持続可能な環境を引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが行動を起こすと共に、市民・事業者・行政が一体となった取組が不可欠でございます。

今後も本計画に基づき地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの削減の実現を目指してまいりますので、皆様の御理解・御協力をお願いします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました春日市環境審議会の皆様をはじめ、市民・事業者の皆様並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

春日市長 井上 澄和

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の対象範囲	2
1-4	計画期間及び基準年度	2
1-5	対象とする温室効果ガス	2
1-6	計画の見直し	2
第2章	地球温暖化対策の動向	
2-1	背景	3
2-2	国際的な動向	4
2-3	国内の動向	5
2-4	県の動向	7
2-5	本市のこれまでの温暖化対策の取組	8
2-6	本市の気温の推移	10
第3章	本市の二酸化炭素排出量の現状と将来推計	
3-1	二酸化炭素排出量の現況推計	11
3-2	部門別の二酸化炭素排出量	13
3-3	二酸化炭素排出量の将来推計	18
第4章	計画の目標	
4-1	二酸化炭素排出量の削減目標	19
第5章	削減目標の達成に向けた対策	
5-1	基本方針	20
5-2	具体的な取組	21
*	本計画の具体的な取組とSDGsとの関係	27
第6章	計画の推進体制と進行管理	
6-1	推進体制	28
6-2	進行管理	28
巻末資料		
1	二酸化炭素排出量の推計方法	29
2	温室効果ガス排出係数	30

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の目的

近年、地球温暖化対策については、地方公共団体において、実効的な取組が期待されており、その果たす役割の重要性はますます高まっています。

「第3期春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）」は、春日市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、本市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第19条に基づく地方公共団体実行計画であり、2021（令和3）年3月に策定した環境都市像が「ずっと住み続けたいくなる共生のまち かすが～人と生きものがともに暮らす魅力あるまち～」である第3次春日市環境基本計画の個別計画として位置付けられます。

表1-1 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

項目	内容
計画の名称	春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
根拠法	地球温暖化対策推進法第19条第2項
目的	春日市域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制等に向けた市民、事業者、行政の各主体による取組の総合的かつ計画的な推進

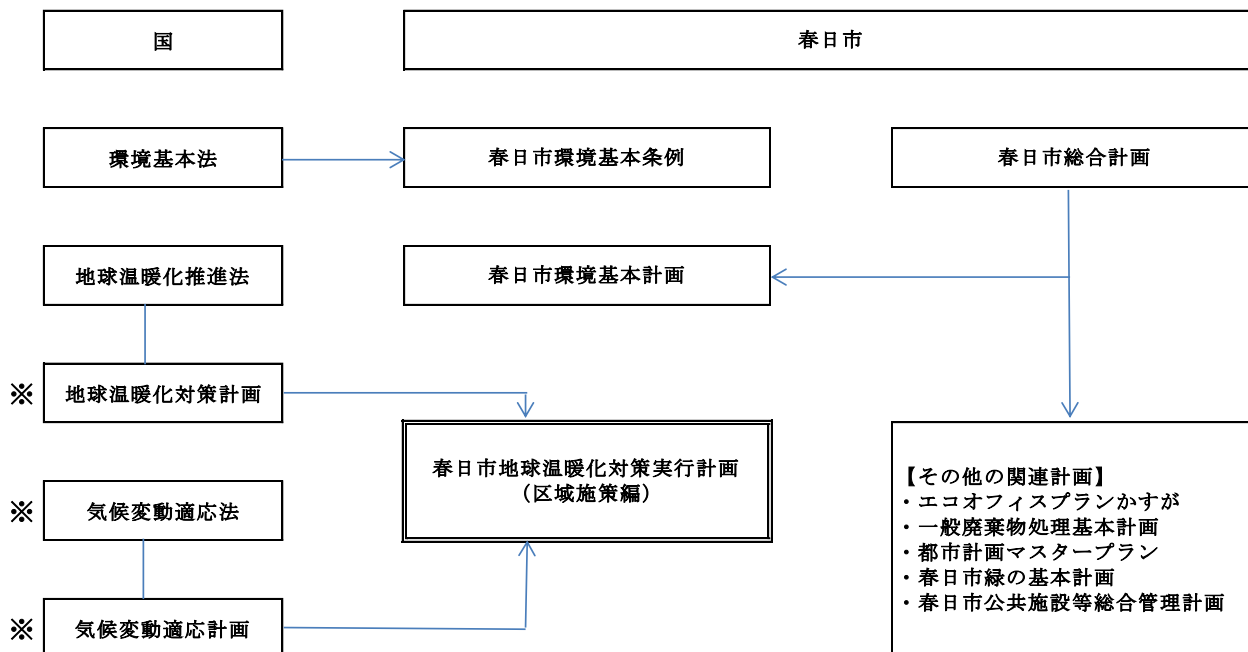


図1-1 計画の位置付け

※地球温暖化対策計画や気候変動適応法、気候変動適応計画については、5、6ページに内容を掲載しています。

1-3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は春日市全域とします。

ただし、対象地域を超えた広域的な取組を必要とする施策においては、国、県及び近隣市町と連携して推進します。

1-4 計画期間及び基準年度

(1) 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

(2) 基準年度

本計画の基準年度は、2017（平成29）年度とします。

なお、今後の地球温暖化対策に関連する動向の変化等に対応する必要があることから、必要に応じて計画期間の見直しを行います。

1-5 対象とする温室効果ガス

対象となる温室効果ガスについては、表1-2のとおり7種類ありますが、市民活動によるエネルギー使用から最も多く排出されると考えられる二酸化炭素（CO₂）のみ、計画対象とします。

表1-2 温室効果ガスの種類と性質

ガス種類	性質
二酸化炭素（CO ₂ ）	代表的な温室効果ガス
メタン（CH ₄ ）	天然ガスの主成分で常温で気体
一酸化二窒素（N ₂ O）	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	塩素がなくオゾン層を破壊しないフロン
パーフルオロカーボン類（PFCs）	炭素とフッ素だけからなるフロン
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	硫黄の六フッ化物
三フッ化窒素（NF ₃ ）	窒素とフッ素からなる無機化合物

1-6 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等の必要に応じて、市民等の意見を反映させながら、施策や目標の見直しを行います。

また、国の動向や対策技術の開発・普及などを踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

第2章 地球温暖化対策の動向

2-1 背景

(1) 地球温暖化とは

現在の地球の平均気温は、 14°C 前後です。これは、二酸化炭素や水蒸気などの「温室効果ガス」のはたらきによるものです。

もし、温室効果ガスがなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均気温は -19°C になるといわれています。

このように、温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。

しかし、産業革命以降、人間は石油や石炭等の化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急激に増加させてしまいました。

このため、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表面の温度が上昇しています。これを「地球温暖化」と呼んでいます。

(2) 地球温暖化の影響

IPCC*第5次評価報告書では、20世紀末頃（1986～2005年）と比べて、有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末（2081～2100年）の世界の平均気温は $2.6^{\circ}\text{C}\sim 4.8^{\circ}\text{C}$ 上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも $0.3^{\circ}\text{C}\sim 1.7^{\circ}\text{C}$ 上昇する可能性が高くなるとされています。

※IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

国際的な専門家をつくる、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。

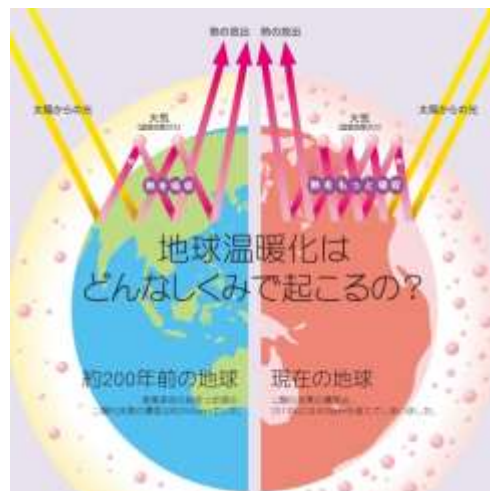


図 2-1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）



図 2-2 1950～2100年までの気温変化（観測と予測）

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

2-2 国際的な動向

(1) 「パリ協定」の採択

2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、全ての国が参加する新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、翌 2016（平成 28）年に発効しました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれました。

(2) SDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標

2015（平成 27）年 9 月には、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs）が国連総会において採択され、我が国においても、SDGs の実施に向けた取組を進めています。SDGs には、気候変動、食料、健康、保健、水・衛生、インフラ、生態系など、気候変動適応に関連する目標が多く含まれています。



図 2-3 持続可能な開発目標（SDGs） 17 の目標（出典：国際連合広報センター）

2-3 国内の動向

(1) 地球温暖化対策計画

2016（平成 28）年 5 月、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画及び政府実行計画を閣議決定しました。

この計画は、日本の地球温暖化対策に関する総合計画で、パリ協定や 2015（平成 27）年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030（令和 12）年度の中期目標とし、温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比 26%削減するとともに、長期的目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としています。2020（令和 2）年 10 月 26 日には、菅首相の所信表明演説において「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」の宣言が表明されています。

また、事業者、国民等が構すべき措置に関する基本的事項や、目標達成のために国及び地方公共団体が構すべき施策等についても記載されています。

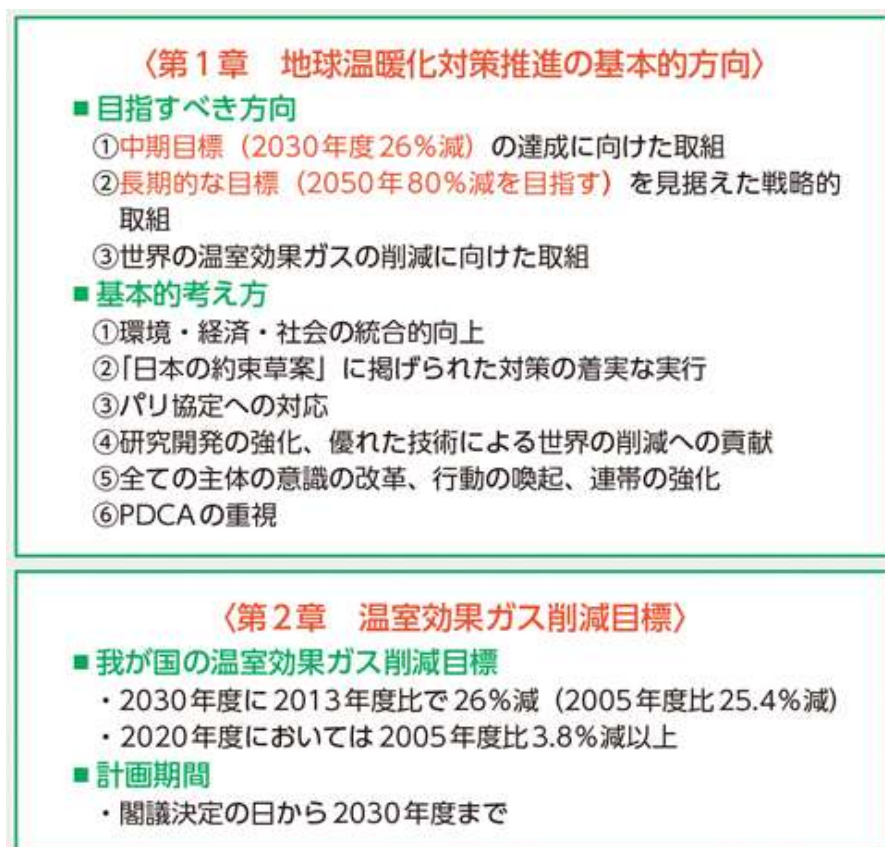


図 2-4 「地球温暖化対策計画」概要（出典：平成 29 年版環境白書）

表 2-1 地球温暖化対策計画の目標

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年基準年		2030 年	
	排出量	割合	排出量目安	削減率
産業部門	429	35.5%	401	△6.5%
業務その他部門	279	23.1%	168	△39.8%
家庭部門	201	16.6%	122	△39.3%
運輸部門	225	18.6%	163	△27.6%
非エネ起源 CO ₂	75.9	6.3%	70.8	△6.7%
合計	1,209.9	－	924.8	△23.6%

(出典：「地球温暖化対策計画」(環境省))

(2) 気候変動適応計画

気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、2018(平成30)年に「気候変動適応法」が成立しました。

さらに、同年11月に、気候変動適応計画が閣議決定され、気候変動適応法の目的を踏まえ、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の回避・軽減、さらには国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。



図 2-5 緩和策と適応策（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（出典：A-PLAT））

2-4 県の動向

(1) 福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）

福岡県の環境総合ビジョンは、2018（平成30）年度からの5年間を計画期間とし、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県～経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ～」を目指すべき環境の将来像とし、これを達成するための7つの柱を設定しています。

7つの柱

1. 低炭素社会の推進
2. 循環型社会の推進
3. 自然共生社会の推進
4. 健康で快適に暮らせる生活環境の形成
5. 国際環境協力の推進
6. 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
7. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

(2) 福岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

福岡県の地球温暖化対策実行計画では、「地球温暖化対策計画」を踏まえ、2030（令和12）年度におけるエネルギー転換部門、家庭部門、業務部門、産業部門、運輸部門等における削減目標を設定するとともに、削減目標の達成に向けた重点戦略（「温室効果ガスの排出削減と吸収源対策」、「地域特性を踏まえた対策の方向性」、「気候変動の影響への適応」）毎に具体的な施策を示しています。

気候変動の影響への適応については、「農林水産業」、「水資源」、「自然生態系」、「自然災害」、「健康」に関する具体的な対策を示しています。

温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）	温室効果ガスの排出削減	
	省エネルギー対策の推進	家庭における取組
		オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組
		農林水産業における取組
		運輸（自動車）における取組
		公共施設における取組
		低炭素型の都市・地域づくりの推進
	CO ₂ 以外の温室効果ガス排出削減の推進	
	多様なエネルギーの確保	再生可能エネルギーの導入促進
		水素エネルギー利活用の推進
気候変動の影響への適応（適応策）	温暖化対策に資する取組の促進	循環型社会の推進
		環境教育の推進
		国際環境協力の推進
	吸収源対策	
	森林の適正管理	
	まちの緑の創造	
	二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用	
	農地土壌炭素吸収源対策	
	農林水産業に関する対策	
	水資源に関する対策	
	自然生態系に関する対策	
	自然災害に関する対策	
	健康に関する対策	

図 2-6 福岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策体系
（出典：福岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

2-5 本市のこれまでの温暖化対策の取組

本市は、市域における温室効果ガスを削減するため、市民・事業者・行政が協働で取り組むための総合的な計画として、2004（平成16）年12月に「春日市省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

さらに、2011（平成23）年3月に「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「前計画」という。）」を策定し、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度の期間、2005（平成17）年度の基準年比10%削減を目標に掲げ、6つの基本方針に則り、推進してきました。

表 2-2 前計画における地球温暖化対策推進の内容と取組状況（環境報告書から抜粋）

基本方針

1 家庭における暮らしを見直し、省エネルギー・省資源を推進する。

項目	内容	取組状況
省エネルギー普及のための広報	省エネへの関心を高めるための広報	・市報やウェブサイト、SNSによる広報を実施
こどもエコクラブへの登録	こどもエコクラブ登録を増やし、学習資料等の提供	・登録数11団体489人（R1）
環境フェア	環境にやさしい行動や知恵を提案	・毎年度の秋季に実施（H29、30中止）
エコサポーター※の活用	各分野の専門家であるエコサポーターの活用を促し、エコライフのサポートを支援	・環境講座の講師 ・環境フェアへの出展

2 事業所への省エネルギー対策マネジメントの導入を推進する。

項目	内容	取組状況
「エコアクション21」認証に関する支援	事業所における環境マネジメントシステム導入を支援	・市報やウェブサイト、SNSによる広報を実施
エコ・ショップ認定	環境に配慮した事業を行う店舗をエコ・ショップとして認定	・7店舗を認定しウェブサイトに掲載

※エコサポーター（前計画策定時の名称）

暮らしのエコ活動を進めるために、地球温暖化対策やごみ減量・リサイクルなど広く環境保全活動をサポート（指導・助言）する専門家のこと。福岡県地球温暖化防止活動推進センターが、養成研修を行い、登録している。

3 自動車による化石エネルギーの消費を削減するための対策を推進する。

項目	内容	取組状況
エコドライブの普及	市報等でエコドライブについて紹介	・市報やウェブサイト、SNSによる広報を実施
低燃費車等の普及	環境フェアなどで低燃費車等に関する情報提供及び転換に対する補助事業の周知	・環境フェアにおいて、電気自動車の展示・試乗を実施 ・公用車に低公害車やアイドリングストップ車を導入 ・低燃費車等転換に対する補助事業の周知
自家用車の利用抑制	公共交通機関の利用推進及び都市づくり	・ノーマイカーデーの実施 ・コミュニティバスの利用促進を実施 ・自転車を利用しやすい都市環境づくり
交通流対策の推進	幹線道路・都市計画道路の効果的・効率的整備を行い、渋滞の緩和	・惣利1丁目地内交差点改良工事、春日小学校前交差点改良工事、天田交差点改良工事の実施 ・都市計画道路大土居下の原線、同小倉紅葉ヶ丘線の整備を実施

4 再生可能エネルギーの利用を促進する。

項目	内容	取組状況
新エネ施設見学会	近隣の先進的な取組について学べる機会を提供	・中間処理施設「福岡都市圏南部工場（愛称：クリーン・エネ・パーク南部）」での見学会を実施
再生可能エネルギー設備導入補助	国による再生可能エネルギー導入補助制度の周知	・市報やウェブサイト、SNSによる広報 ・市施設への積極的な導入

5 市民、事業者、行政が省エネルギー・省資源のための取組を連携できるネットワークの形成を図る。

項目	内容	取組状況
地球温暖化防止活動推進員との活動連携	団体などのサポートを行い、ネットワークづくりの機運を形成	・環境講座の講師依頼 ・街頭啓発の協働実施 ・環境フェアへの出展

地球温暖化対策のためのネットワークの構築	省エネルギー・地球温暖化対策のためのネットワークを構築	・春日市環境保全活動事業補助金制度により、市民団体に補助を実施 ・自治会連合会の活動の支援を実施 ・各地区自治会の環境保全活動を支援
----------------------	-----------------------------	--

6 ごみ発生回避の取組を推進する。

項目	内容	取組状況
市役所ガレージセール	家庭にある遊休品の活用を通じたごみの減量	・ガレージセールの開催（～H27） ・子ども用品無料配布会の実施（H28～） ・フードドライブの実施（H30～）
資源ごみの回収や堆肥化の推進	地域における資源ごみの集団回収や生ごみの堆肥化を推進によるごみの減量	・古紙等の集団回収を実施する団体に報奨金を交付 ・生ごみ処理機等購入費の補助を実施 ・ダンボールコンポスト用具購入費の補助事業を実施 ・ダンボールコンポスト講習会の実施

2-6 本市の気温の推移

本市周辺の平均気温は、1910（明治 43）年から 2010（平成 22）年にかけて 2.4℃ 上昇しており、さらに上昇傾向にあります。



第3章 本市の二酸化炭素排出量の現状と将来推計

3-1 二酸化炭素排出量の現況推計

市域から排出される二酸化炭素排出量の推計結果は、2013（平成25）年度以降減少傾向にあります。基準年度の2013（平成25）年度と2017（平成29）年度の排出量を比べると、すべての部門で排出量は減少しており、合計排出量は約17%減少しています。

表3-1 春日市における二酸化炭素排出量の推移

単位：（t-CO₂）

部門	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2013 比
産業部門		30,367	32,026	24,332	27,012	26,391	△13.1%
	製造業	21,991	22,396	14,888	18,356	17,619	△19.9%
	建設業・鉱業	8,316	9,595	9,415	8,629	8,745	5.2%
	農林水産業	60	35	29	27	27	△55.0%
業務その他部門		168,710	171,046	156,411	142,313	133,628	△20.8%
家庭部門		164,925	144,171	130,085	129,260	121,563	△26.3%
運輸部門		135,558	132,191	131,784	131,241	129,915	△4.2%
	自動車	126,904	123,815	123,536	123,281	122,151	△3.7%
	鉄道	8,654	8,376	8,248	7,960	7,764	△10.3%
廃棄物分野		17,218	17,568	21,646	16,632	16,053	△6.8%
合 計		516,778	497,002	464,258	446,458	427,550	△17.3%

※端数処理の都合上、合計と内訳が一致しない場合があります（以下同様）。

○産業部門

第一次産業（農林水産業）、第二次産業（建設業・鉱業、製造業）の事業活動に伴うエネルギー消費を対象とする。

○業務その他部門

第三次産業に該当する業種の事業活動に伴うエネルギー消費を対象とする。

○家庭部門

家庭におけるエネルギー消費を対象とする。

○運輸部門

人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とし、自動車、鉄道に区分される。

※他部門では人や物の輸送に伴うエネルギー消費は対象としない。

○廃棄物分野

廃棄物中の廃プラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素を対象とする。

表3-2 二酸化炭素（CO₂）種類と部門との関係

ガス種類	部門
エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、業務その他、家庭、運輸
非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	一般廃棄物

◇第3章中に記載しているHは平成、Rは令和を略号表記したものです。

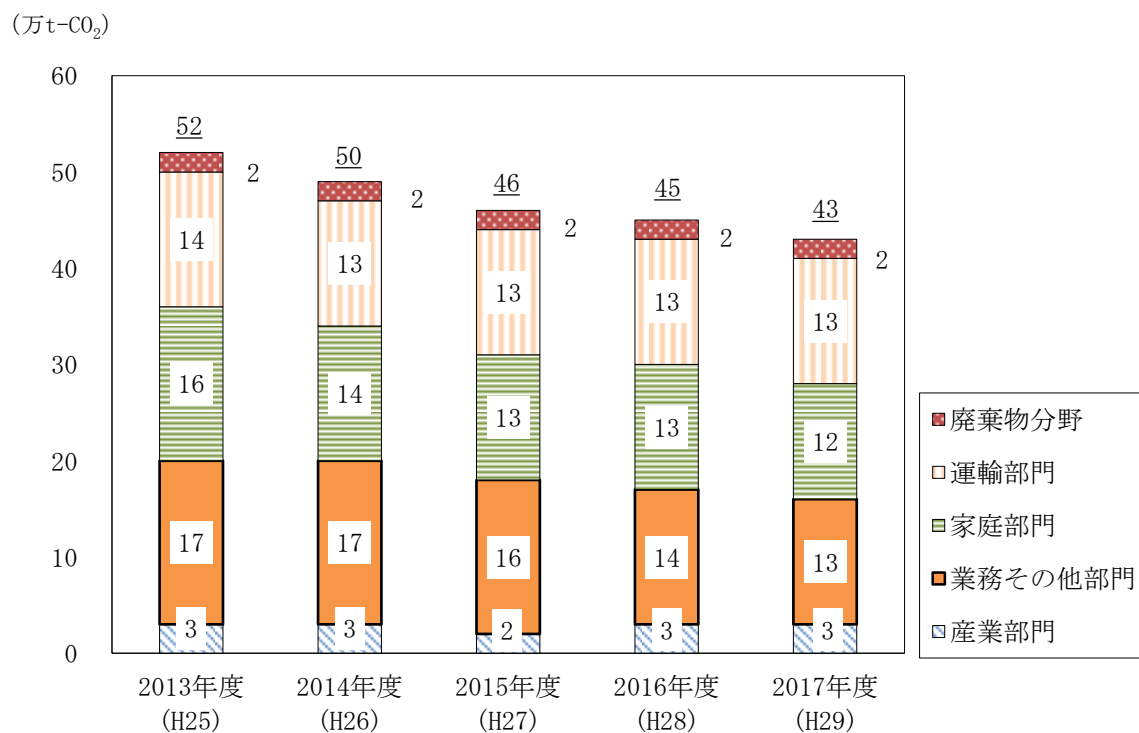


図 3-1 二酸化炭素排出量の推移

・2017（平成 29）年度の部門別二酸化炭素排出量割合を見ると、業務その他部門からの排出割合が最も多く、全体の 31.3%を占めています。次いで、運輸部門が 30.4%、家庭部門が 28.4%を占めています。

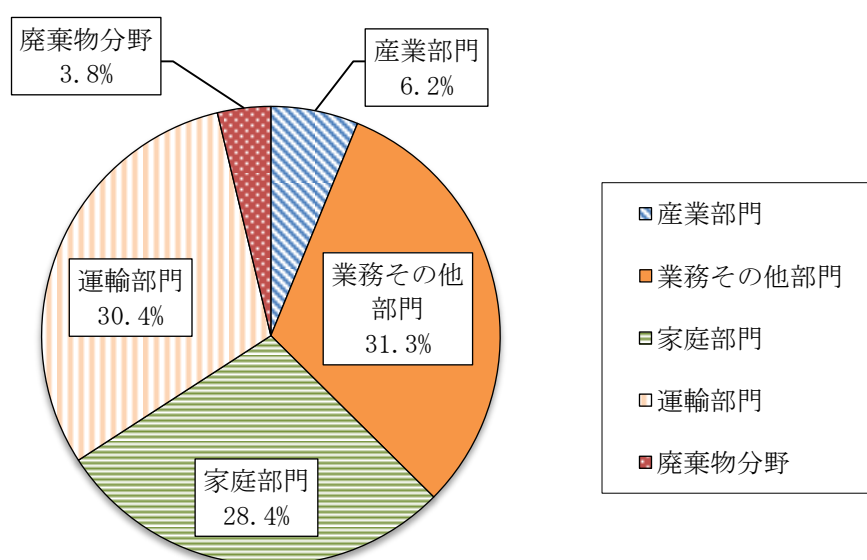


図 3-2 平成 29 年度の部門別二酸化炭素排出割合

3-2 部門別の二酸化炭素排出量

(1) 産業部門

産業部門の二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度にかけて増減を繰り返しながら推移しており、2017（平成 29）年度排出量のうち、製造業の排出量は約 18 千 t-CO₂ で、産業部門全体の約 67%を占めています。

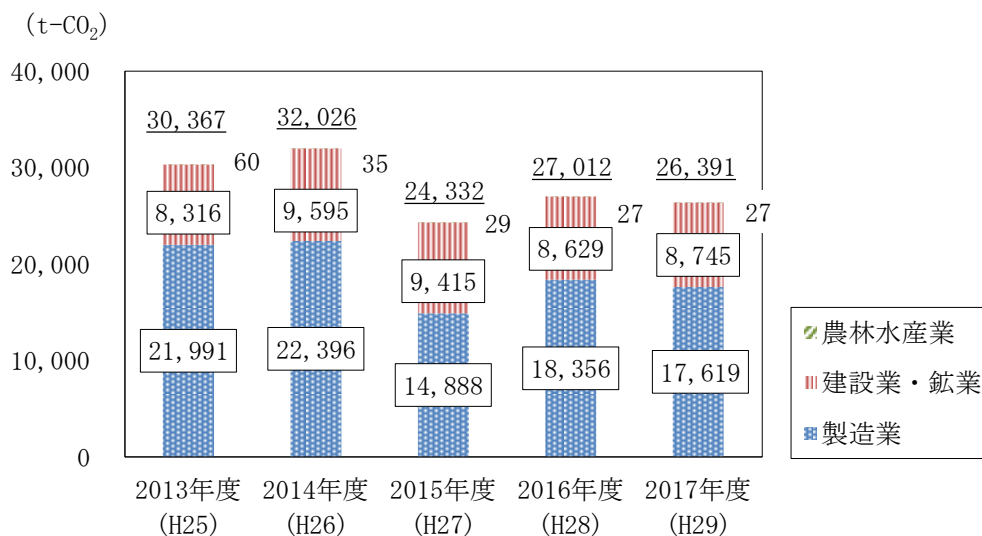


図 3-3 産業部門における二酸化炭素排出量の推移

2017（平成 29）年度の製造業の二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度と比べ製造品出荷額等が増加しているものの、製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量、電気の CO₂ 排出係数*が減少したことにより、減少したと考えられます。

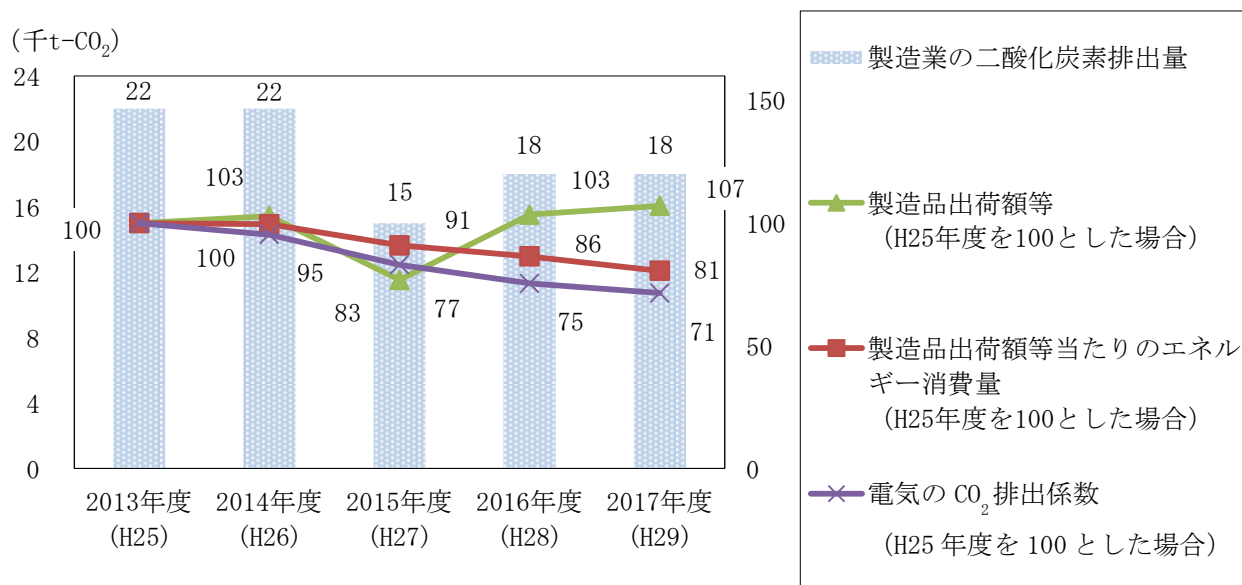


図 3-4 製造業の二酸化炭素排出量及び排出要因の推移

※電気のCO₂排出係数

電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素の排出したかを表した指標。

(2) 業務その他部門

業務その他部門の二酸化炭素排出量は、2015（平成 27）年度以降減少傾向にあり、2017（平成 29）年度の排出量は約 13 万 t-CO₂ で、市全体の 31.3%を占めています。

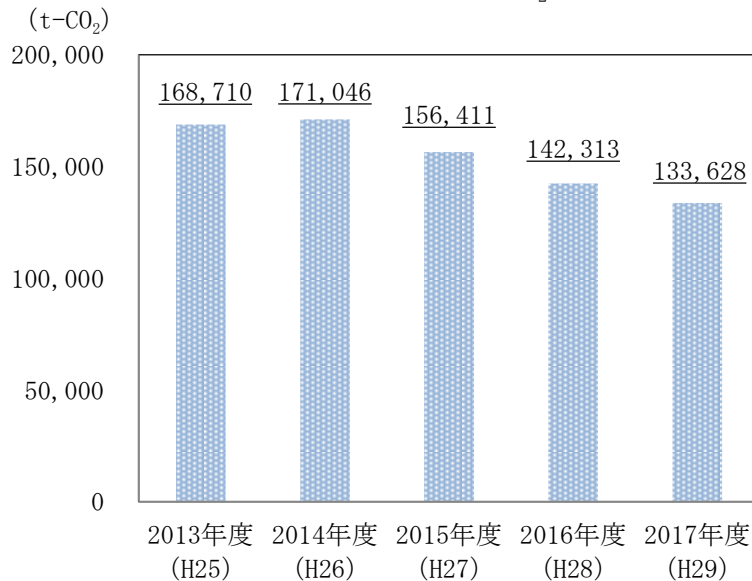


図 3-5 業務その他部門における二酸化炭素排出量の推移

2014（平成 26）年度は、2013（平成 25）年度と比べエネルギー消費量は増加していますが、電気の CO₂ 排出係数が減少したことにより、二酸化炭素排出量が横ばいに推移したと考えられます。

2017（平成 29）年度は、2016（平成 28）年度と比べエネルギー消費量及び電気の CO₂ 排出係数が減少したことにより、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

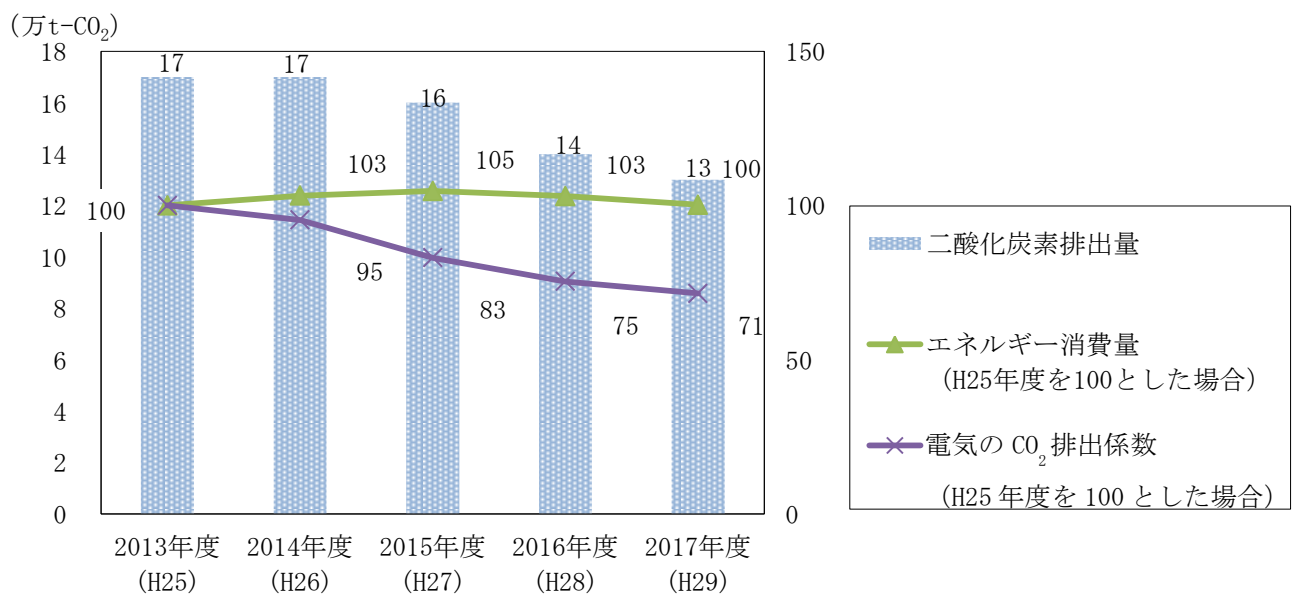


図 3-6 業務その他部門の二酸化炭素排出量及び排出要因の推移

(3) 家庭部門

家庭部門の二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度以降減少傾向にあり、2017（平成 29）年度の排出量は約 12 万 t-CO₂ で、市全体の 28.4%を占めています。

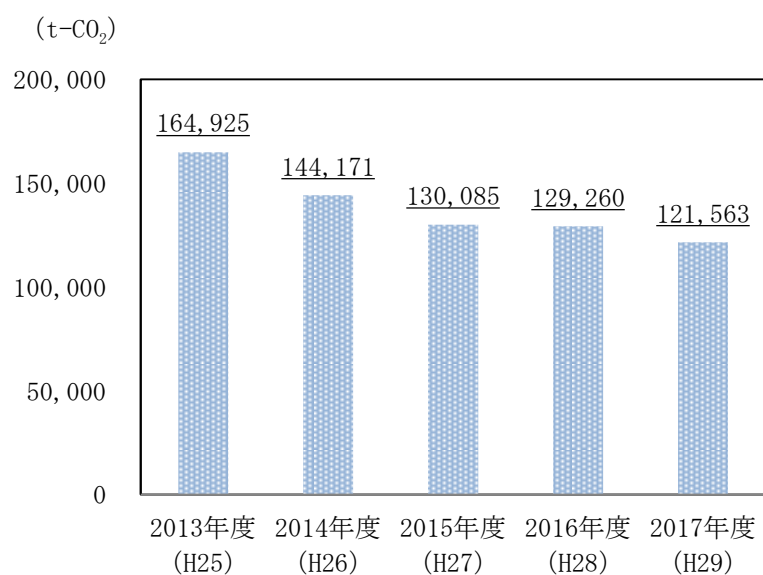


図 3-7 家庭部門における二酸化炭素排出量の推移

2014（平成 26）年度及び 2015（平成 27）年度は、2013（平成 25）年度と比べ電力消費量、電気の CO₂ 排出係数が減少したことで、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

2016（平成 28）年度は、2015（平成 27）年度と比べると電力消費量が増加しているものの、電気の CO₂ 排出係数が減少したことで、二酸化炭素排出量は横ばいに推移したと考えられます。

2017（平成 29）年度は、2016（平成 28）年度と電力消費量はほぼ変わりませんが、電気の CO₂ 排出係数が減少したことで、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

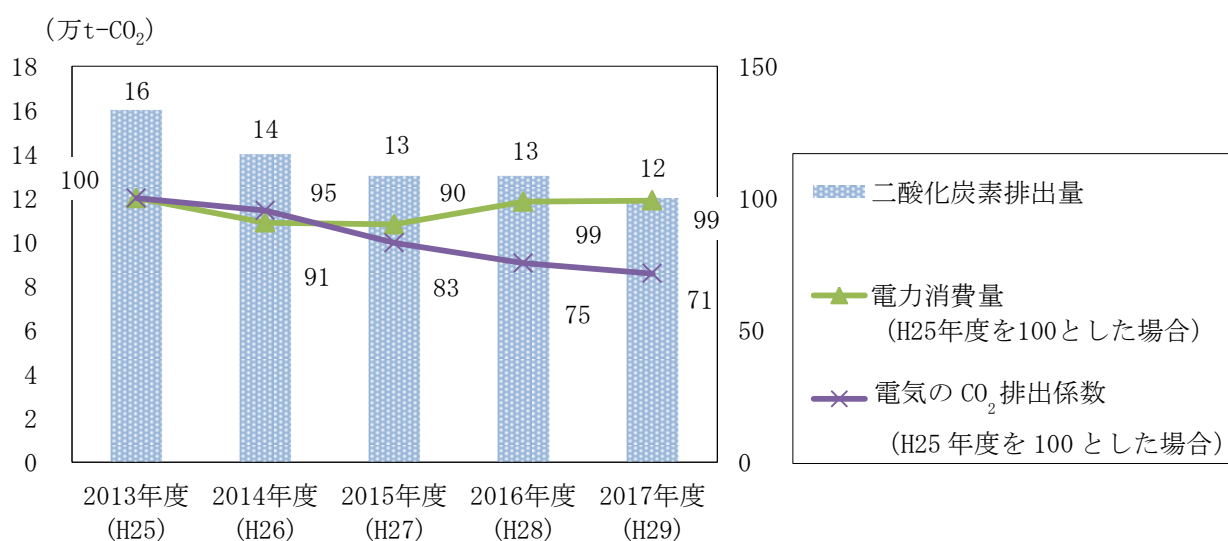


図 3-8 家庭部門の二酸化炭素排出量及び排出要因の推移

(4) 運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度にかけて減少傾向にあり、2017（平成 29）年度の排出量は約 13 万 t-CO₂ で、市全体の 30.4%を占めています。

このうち自動車の排出量は約 12 万 t-CO₂ で、運輸部門全体の約 94%を占めています。

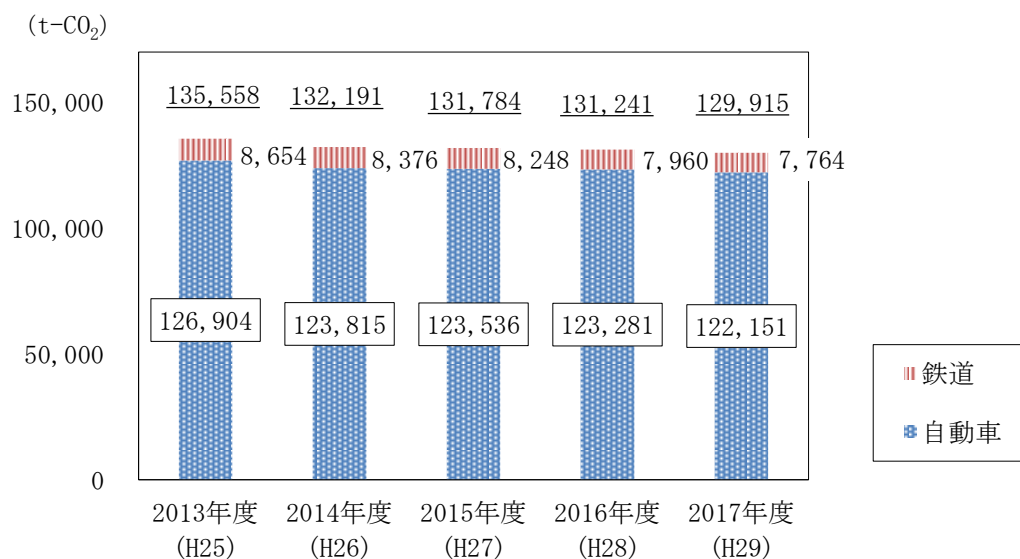


図 3-9 運輸部門における二酸化炭素排出量の推移

2017（平成 29）年度は、2013（平成 25）年度と比較して自動車及び軽自動車保有台数が増加していますが、二酸化炭素排出量は減少しています。この理由としては、自動車の燃費向上により自動車 1 台当たりの二酸化炭素排出量が減少していることが考えられます。

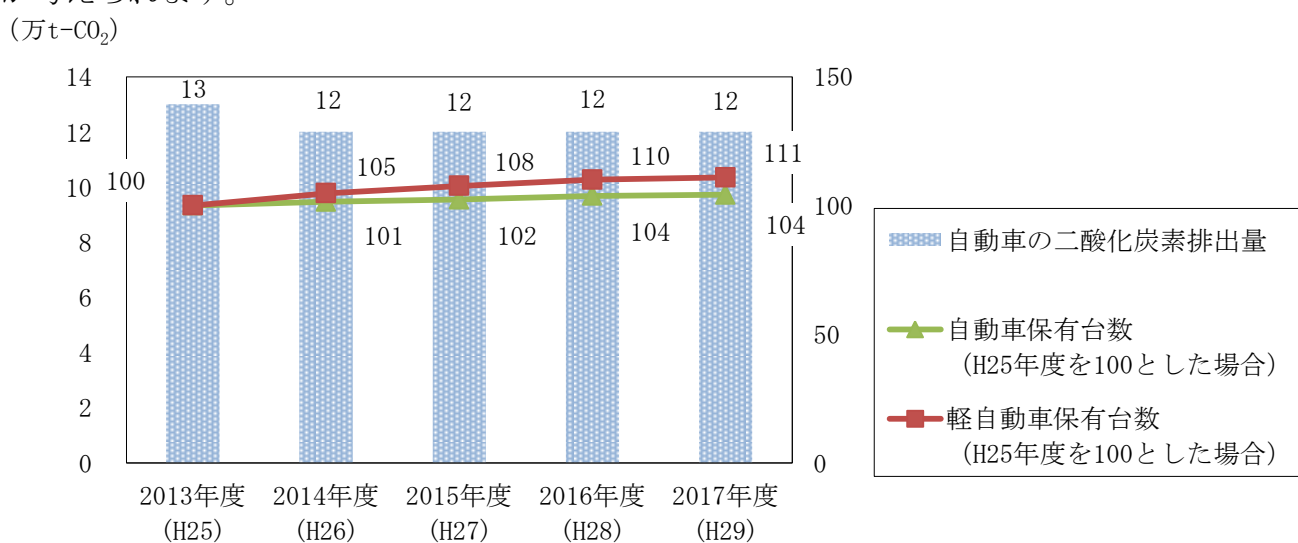


図 3-10 運輸部門の二酸化炭素排出量及び排出要因の推移

(5) 廃棄物部門

廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、2015（平成 27）年度に大きく増加しています。その他の年度では、概ね同等の排出量です。2017（平成 29）年度の排出量は約 16 千 t-CO₂ で、市全体の 3.8%を占めています。

(t-CO₂)

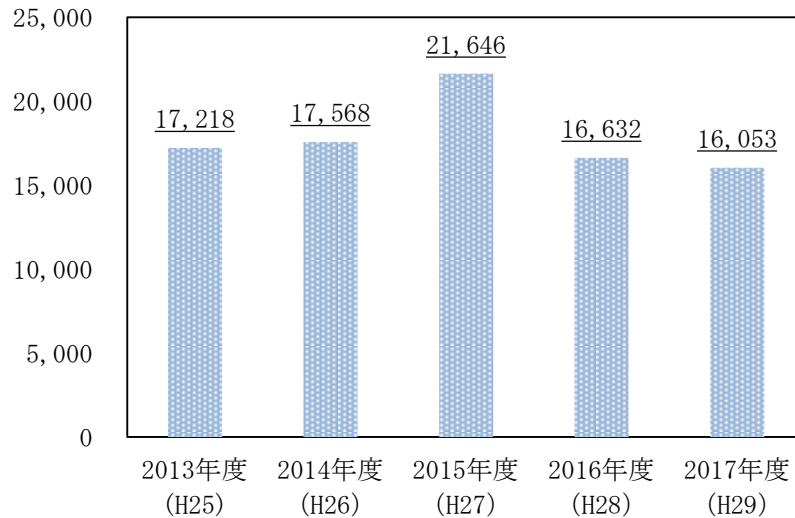


図 3-11 廃棄物部門における二酸化炭素排出量の推移

2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度にかけて、ごみ焼却量に大きな変化はありませんが、焼却ごみ中のプラスチックの割合が 2015 年（平成 27）年度に大きく増加しています。2015（平成 27）年度の二酸化炭素排出量の増加については、これが一つの要因とも考えられます。

(千t-CO₂)

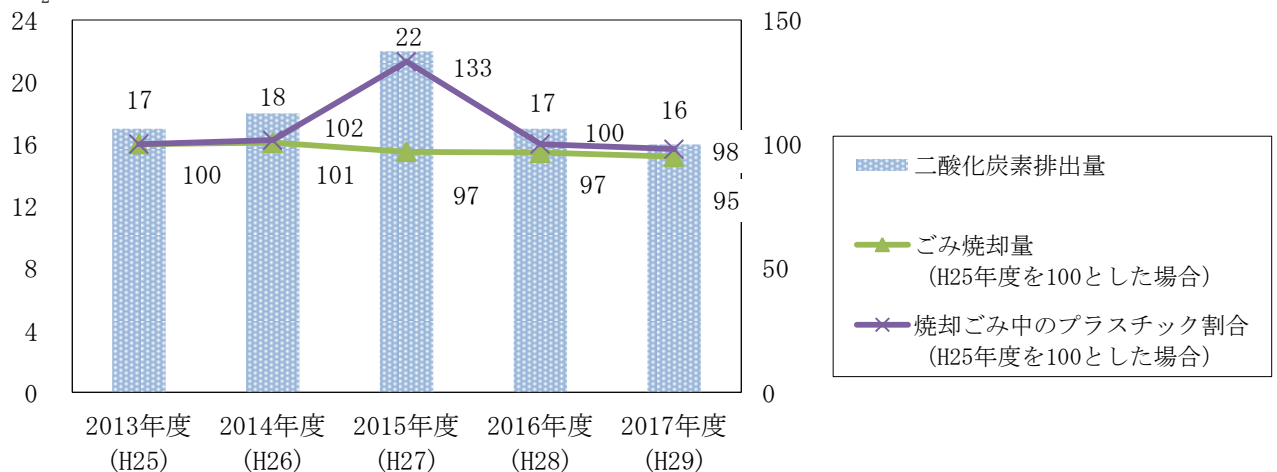


図 3-12 廃棄物部門の二酸化炭素排出量及び排出要因の推移

3-3 二酸化炭素排出量の将来推計

本市域の将来の二酸化炭素排出量については、今後追加的な対策を取らないケース（現状すう勢ケース）で推計した場合、2030（令和12）年度における二酸化炭素排出量は、約52万t-CO₂となり、2017（平成29）年度と比較すると二酸化炭素排出量は約21%増加する見込みです。

二酸化炭素排出量の増加は家庭部門の増加量の影響が大きく、その増加の主な要因は、2030（令和12）年度の人口が2017（平成29）年度の人口よりも増加すると予想されるためです。さらにその中でも単身世帯による世帯数の増加が見込まれるため、家庭部門での二酸化炭素排出量が2017（平成29）年度と比較して約36%増加すると考えられます。

表 3-2 二酸化炭素排出量の将来推計

単位：（t-CO₂）

部 門	2013 (H25) 年度	2017 (H29) 年度	2030 (R12) 年度		
			排出量	2017 (H29) からの増減量	2017 (H29) からの増減率
産業部門	30,367	26,391	25,577	△814	△3.1%
製造業	21,991	17,619	17,706	87	0.5%
建設業・鉱業	8,316	8,745	7,828	△917	△10.5%
農林水産業	60	27	43	16	59.3%
業務その他部門	168,710	133,628	175,278	41,650	31.2%
家庭部門	164,925	121,563	165,216	43,653	35.9%
運輸部門	135,558	129,915	135,797	5,882	4.5%
自動車	126,904	122,151	127,128	4,977	4.1%
鉄道	8,654	7,764	8,669	905	11.7%
廃棄物分野	17,218	16,053	17,248	1,195	7.4%
合 計	516,778	427,550	519,116	91,566	21.4%

第4章 計画の目標

4-1 二酸化炭素排出量の削減目標

本市は、2011（平成 23）年度から 2020（令和 2）年度を計画期間とする前計画により、二酸化炭素排出量の削減を進めてまいりました。

今回、本計画の 2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの計画期間における二酸化炭素排出量の削減目標を定めるための基準年度を、実施結果の数値が確定している 2017（平成 29）年度とします。その上で、計画期間内で国の地球温暖化対策計画と同様に、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%の削減を達成するには、これまでに本市が取り組んできた二酸化炭素排出量の削減実績を踏まえ、2017（平成 29）年度比で 10.6%の削減が必要となります。

本市域内においても、国が示す削減目標に向けた取組を進めていくため、本計画では二酸化炭素排出量の削減目標を、次のとおり設定します。

削減目標	2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出量を 2017（平成 29）年度から 10.6%削減します
------	---

表 4-1 部門別二酸化炭素排出量の目標値

（単位：千 t-CO₂）

部 門	2013 (H25) 年度	2017 (H29) 年度 (基準年度)	2030 (R12) 年度		
			目標値	対 2017 削減量	2017 年比
産業部門	30,367	26,391	18,842	△7,549	△28.6%
製造業	21,991	17,619	13,043	△4,576	△26.0%
建設業・鉱業	8,316	8,745	5,767	△2,978	△34.1%
農林水産業	60	27	32	5	18.5%
業務その他部門	168,710	133,628	129,122	△4,506	△3.4%
家庭部門	164,925	121,563	121,709	146	0.1%
運輸部門	135,558	129,915	100,037	△29,878	△23.0%
自動車	126,904	122,151	93,651	△28,500	△23.3%
鉄道	8,654	7,764	6,386	△1,378	△17.7%
廃棄物分野	17,218	16,053	12,706	△3,347	△20.8%
合 計	516,778	427,550	382,416	△45,134	△10.6%

◇第4章中に記載している H は平成、R は令和を略号表記したものです。

第5章 削減目標の達成に向けた対策

5-1 基本方針

前章で掲げた二酸化炭素排出量の削減目標を達成するために、市民・事業者・行政の三者が二酸化炭素排出抑制に対する共通認識を持ち、協働により地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。削減目標の達成に向け、本市の地球温暖化対策を推進するための基本方針を以下のとおり定めます。

(1)脱炭素型ライフスタイルの推進

- ・日常の家庭生活や事業活動において、省エネ行動を実践することで、エネルギー消費量を削減し、脱炭素型ライフスタイルを推進します。

(2)低炭素なまちづくり

- ・交通分野における地球温暖化対策として、自動車から排出される温室効果ガスの削減に努めます。
- ・公共施設、自宅周辺での植栽や建築物の壁面緑化などにより緑とのふれあいや周辺の熱環境の改善に努めます。

(3)限りある資源を大切に作るまちづくり

- ・廃棄物の発生をなるべく抑える「リデュース」によりごみの減量化に取り組み、二酸化炭素の排出削減といった観点からも、ごみを出さない生活様式へ転換し、「リユース」「リサイクル」についてもさらなる取組を推進します。

(4)気候変動に適応する

- ・豪雨による洪水、熱中症といった健康被害、生物種の生息域の変化等の気候変動の影響に対し私たちの生活や行動を適応させていく必要があり、気候変動に適応した取組を推進します。

(5)環境活動の促進

- ・地球温暖化対策を推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場や役割に応じて協働で取り組んでいくことが求められており、環境活動の参加促進を図ります。

5-2 具体的な取組

本市の地球温暖化対策を推進するための基本方針に則り、市民・事業者・行政の三者が具体的な取組を実施します。

(1) 脱炭素型ライフスタイルの推進

(ア) 脱炭素型ライフスタイルに向けた活動の実践

市民の取組

- ・エコファミリーに登録し、家族で取り組める省エネを実践します。
- ・家庭で取り組める省エネ行動について情報収集し、実践します。
- ・家庭でできる温暖化対策の取組やCOOL CHOICE（クールチョイス）の実践を通じて日常生活における温室効果ガスの排出削減を図ります。
- ・照明器具の買換え時には、LED照明等の高効率型の機器を選択します。

事業者の取組

- ・環境マネジメントシステムを取得するなど、環境にやさしい事業を行います。
- ・電球の間引きやエアコンの温度調節等、手軽にできることから省エネに取り組みます。
- ・省エネルギー性能の高い設備や機器の導入に努め、事業所の省エネルギー化を進めます。
- ・クールビズやウォームビズを導入します。
- ・COOL CHOICE（クールチョイス）を実践し、環境にやさしい事業活動を実施します。

市の取組

- ・COOL CHOICE（クールチョイス）を積極的に推進します。
- ・温室効果ガスの排出削減行動を推進します。
- ・国や県が実施する省エネ講座や補助金等の情報を発信します。
- ・街路灯や防犯灯等のLED化を推奨します。
- ・市の実施する事務及び事業において、節電、省エネルギーの率先行動に努めます。
- ・建築物を改修する際は、建築物の省エネルギー化を推進します。
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進し、市民、事業者との協働で温室効果ガスの削減に取り組みます。



【COOL CHOICE】
(クールチョイス)

環境省の推進する地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。



【ふくおかエコファミリー応援アプリ】
(エコふあみ)

省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民を「エコファミリー」として募集・登録し、支援している。

(2) 低炭素なまちづくり

(ア) 自動車排出ガスの抑制

市民の取組

- ・移動の際は車の使用を控え、電車やバス、自転車を利用することを心がけます。
- ・通勤はできる限り、公共交通機関を利用します。
- ・急発進、急加速、急ブレーキをせず、エコドライブに取り組みます。



事業者の取組

- ・業務による移動の際は、徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に活用します。
- ・事業所内に駐輪場を整備します。
- ・ノーマイカーデーを積極的に実施します。
- ・自家用車通勤の社員に対し、ノーマイカーデーの実施を促します。

市の取組

- ・未整備都市計画道路や自転車通行空間を計画的に整備し、慢性的な交通渋滞の緩和を図ります。
- ・市職員のノーマイカーデーを実施します。
- ・市民、事業者へのノーマイカーデーの普及・啓発を行います。
- ・市民の身近な移動手段であるコミュニティバスのさらなる利用促進を図ります。
- ・公用車において、低公害車の導入に努めます。



【ノーマイカーデー街頭啓発】
市職員は毎週金曜日をノーマイカーデーとしている。

(イ) 緑化の推進

市民の取組

- ・自宅に花や木々を植える、市民農園等に参加し、花や野菜を育てる等、身近な緑を増やします。
- ・花いっぱい運動や公園愛護活動、河川の清掃活動等に参加し、身近な水と緑を守ります。

事業者の取組

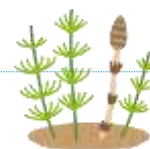
- ・事業所に花や木々を植え、身近な緑を創出します。



- ・花いっぱい運動や公園愛護活動、清掃活動に参加し、事業所周辺の水と緑の創造・保全に努めます。

市の取組

- ・多くの市民が利用する公民館や公園に花や緑を配置し、潤いのあるまちづくりを行います。
- ・溜池保全地区の植生管理や松くい虫被害対策等を通して、ため池とその周辺の緑地を保全し、良好な自然環境の維持に努めます。
- ・緑のカーテンを推進します。
- ・多くの市民に市民農園の活用等の情報を発信します。



【緑のカーテン】

春日市役所の壁面を利用し緑のカーテンを実施している。



【市民農園】

市内 13 ヶ所、337 区画を市民に貸し出している。

(3) 限りある資源を大切にすまちづくり

(ア) ごみを出さない生活様式の普及啓発

市民の取組

- ・使い捨て商品や過剰包装の商品等、ごみとなるものの購入を控えます。

事業者の取組

- ・過剰包装の自粛や使い捨て製品の使用抑制に努めます。
- ・店舗において過剰包装を避ける、紙パック等リサイクル資源の店頭回収を実施する等市民が取り組みやすい環境を整えます。
- ・環境にやさしい商品の情報を分かりやすく表示します。

市の取組

- ・ごみを出さない生活様式の定着に向けた普及啓発に取り組みます。
- ・循環型社会の構築に向けて、市民と事業者、行政が一体となって3Rを推進していくための計画を策定します。
- ・ごみの発生抑制や適正な分別の方法について、情報提供を行い、啓発に努めます。

(イ) リユースの推進

市民の取組

- ・使わなくなったものや壊れたものは、可能な限り再使用、再利用します。



・古紙や不用になった衣類等はリユース、リサイクルに出し、資源を有効活用します。
事業者の取組
・使わなくなったものや壊れたものは、可能な限り再使用・再利用します。
市の取組
・子ども用品配布会やBOOKバトン等を開催し、リユースに関する取組の活性化を図ります。

(ウ) リサイクルの推進

市民の取組
・使わなくなったものや壊れたものは、可能な限り再使用、再利用します。
・古紙や不用になった衣類等はリユース・リサイクルに出し、資源を有効活用します。
事業者の取組
・他業種間のネットワークをつくり、リサイクルを推進します。
市の取組
・ごみ分別の徹底や、資源物の回収等により、資源のリサイクルを促進します。
・剪定した枝葉をチップ化し、雑草防止のマルチング材やダンボールコンポストの基材に有効活用する「緑のリサイクル」を推進します。

(エ) 生ごみの減量推進

市民の取組	
・食料品は適量を買ひ、期限切れで捨てることがないようにします。	
・生ゴミはコンポスト化する等、減量化を心がけます。	
事業者の取組	
・賞味、消費期限の近い食料品等は見切品等で売り切るように心がけたり、フードバンクへ提供し、捨てることがないように心がけます。	
市の取組	
・県内のフードバンクと連携したフードドライブ等の実施や、30・10運動の普及啓発により食品ロスの削減に向けた取組を進めます。	
・ダンボールコンポストの普及促進を図ります。	



【ダンボールコンポスト】
ダンボールを使って生ゴミを堆肥化しています。



【緑のリサイクル】
樹木を剪定した枝葉等からできる腐葉土、薪等の配布を行っています。

(オ) 不法投棄の防止

市民の取組

- ・ごみの適正な分別や出し方のマナーを守ります。



事業者の取組

- ・廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処理、減量の徹底に努めます。

市の取組

- ・巡回パトロールを行い、市民や警察と連携してさらなる防止に努めます。

(4) 気候変動に適応する

(ア) 気候変動に適応するための情報収集・発信

市民の取組

- ・防災ガイドブックや浸水ハザードマップ等を確認し、災害時の避難場所や避難経路を把握します。
- ・地域の防災訓練に参加し、日頃から防災を意識した生活をします。
- ・熱中症や感染症等の健康リスクを認識し、予防に努めます。
- ・クールシェアやウォームシェア等、地球温暖化に適応したライフスタイルを取り入れます。



事業者の取組

- ・自然災害に備え、非常時にも使用できる再生可能エネルギー設備の導入等を行います。
- ・クールビズやウォームビズ等、地球温暖化に適応したビジネススタイルを取り入れます。



市の取組

- ・ハザードマップの周知や防災対策指導員による自主防災組織への積極的な防災指導・支援を行います。
- ・本市に必要な適応策を検討するため、適応策や気候変動に関する情報収集及び関係機関との連携強化を図ります。
- ・地球温暖化に適応した市民・事業者の行動を促すため、身近にできる適応策に関する情報を発信します。



【防災ガイドブック・浸水ハザードマップ】
市が作成した災害時等に必要の避難場所や避難経路または浸水被害の範囲を記載した冊子

【命をまもるガイドブック】
県が作成した小学校高学年用の防災教育副読本

(イ) 防災・減災対策

市の取組

- ・ 集中豪雨等の自然災害による、ため池の決壊等を事前に防ぎ、周辺住民の生命や財産を守るため、ため池の防災・減災対策を進めます。
- ・ 雨水貯留施設の整備や雨水幹線の改良等を計画的に進め、大雨による水害を軽減する施設の充実を図ります。

(5) 環境活動の促進

(ア) 地域や市民団体間の環境保全活動の活性化

市民の取組

- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加、協力します。

事業者の取組

- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加・協力します。

市の取組

- ・ 地域や市民団体間で連携・協働して行われるクリーン作戦や河川清掃等の環境保全活動を支援します。
- ・ 各種講習会や研修会などを通じて、環境保全活動を担う人材の育成に努めます。
- ・ 環境保全活動を目的とした市民の主体的な活動を支援します。



(イ) 環境について考える機会の創出

市民の取組

- ・ 家族で自然体験活動や環境保全活動に参加し、環境保全に関する意識を高めます。

事業者の取組

- ・ 環境に関する研修や環境強化月間の導入等、職場全体で環境保全の意識を高めます。

市の取組

- ・ 市報やSNSで環境に関する情報を発信し、環境保全活動の実施状況をウェブサイトや環境報告書で広く公表します。
- ・ 環境に関するイベントの開催や、地域活動等への参加促進を図り、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。



＊【本計画の具体的な取組とSDGsとの関係】

本計画の具体的な取組は、SDGsの様々なゴール（目標）と関連します。本計画を推進することで様々なSDGsのゴール（目標）に貢献することが分かります。

下記のSDGsは、特に押し進めていくゴール（目標）を載せています。

〈主なSDGs〉

具体的な取組と関連するゴール（目標）



- 1 1 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



- 1 2 持続可能な生産消費形態を確保する



- 1 3 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

〈その他〉



最新の環境に関する取組やイベント情報等を LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）を通して幅広く発信しています。



■LINE のアカウント



twitter
@kasuga_kankyo

■Twitter のアカウント



Instagram
@kasuga_kankyo

■Instagram のアカウント

第6章 計画の推進体制と進行管理

6-1 推進体制

計画を推進するためには、市民・事業者・行政といった各主体が地球温暖化に対する責務を認識し、それぞれの立場において、又は協働によって環境への負荷を軽減するための取組を進める必要があります。

市は、それぞれの担当部署が当事者意識を持ち、市役所全体で連携して計画推進に取り組みます。また、市民・事業者の取組を促進するため、活動への呼びかけ及び情報発信を行うと共に、進行管理を行います。

地球温暖化防止の取組を効果的に進めるためには、国・県・近隣自治体と連携して推進していく必要があります。

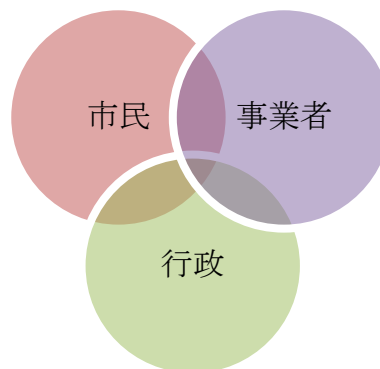


図 6-1 市民・事業者・行政の協働による推進体制

6-2 進行管理

本計画の取組状況を確認するため、毎年度、各主体の取組結果である各部門の温室効果ガス排出量の推計を公表します。

また、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

結果については「春日市環境審議会」に報告し、意見を求め、「春日市環境報告書」で公表します。



図 6-2 PDCA サイクルによる進行管理



【春日市環境報告書】
春日市環境基本条例に基づき
毎年作成、公表している。

【巻末資料】

1 二酸化炭素排出量の推計方法

(1) 現況推計

本調査では温室効果ガスのうち二酸化炭素を対象とし、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver. 1.0 平成 29 年 3 月」（環境省 総合環境政策局 環境計画課）を参考に、2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度における市内の排出量を推計しました。

資 1 二酸化炭素排出量の現況推計方法

部門	区 分	推計方法	資 料
産業部門	製造業	①県内の製造業における炭素排出量/②県内の製造品出荷額等×③市内の製造品出荷額等×44/12	①:都道府県別エネルギー消費統計 ②, ③:工業統計調査
	建設業・鉱業	①県内の建設業・鉱業における炭素排出量/②県内の建設業・鉱業従業者数×③市内の建設業・鉱業従業者数×44/12	①:都道府県別エネルギー消費統計 ②, ③:経済センサス
	農林水産業	①県内の農林水産業における炭素排出量/②県内の農林水産業従業者数×③市内の農林水産業従業者数×44/12	①:都道府県別エネルギー消費統計 ②, ③:経済センサス
業務その他部門		①県内の業務その他における炭素排出量/②県内の業務その他従業者数×③市内の業務その他従業者数×44/12	①:都道府県別エネルギー消費統計 ②, ③:経済センサス
家庭部門		①県内の家庭における炭素排出量/②県内の世帯数×③市内の世帯数×44/12	①:都道府県別エネルギー消費統計 ②, ③:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
運輸部門	自動車	(①全国の旅客自動車炭素排出量/②全国の旅客自動車保有台数×③市内の旅客自動車保有台数×44/12) + (④全国の貨物自動車炭素排出量/⑤全国の貨物自動車保有台数×⑥市内の貨物自動車保有台数×44/12)	①, ④:総合エネルギー統計 ②, ⑤:自動車保有台数統計 ③, ⑥:市区町村別保有車両数
	鉄道	①全国の鉄道における炭素排出量/②全国の人口×③市内の人口×44/12	①:総合エネルギー統計 ②, ③:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
廃棄物部門	一般廃棄物（プラスチックごみの焼却）	①一般廃棄物の焼却量【排出ベース】×②一般廃棄物の焼却量に占めるプラスチックごみの割合【排出ベース】×③一般廃棄物中のプラスチックごみの固形分割合×④排出係数【乾燥ベース】	①, ②:一般廃棄物処理実態調査結果 ③, ④:算定マニュアル
	一般廃棄物（合成繊維の焼却）	①一般廃棄物の焼却量【排出ベース】×②一般廃棄物の焼却量に占める繊維くずの割合【排出ベース】×③繊維くずの固形分割合×④繊維くず中の合成繊維の割合×⑤排出係数【乾燥ベース】	①, ②:一般廃棄物処理実態調査結果 ③, ④:算定マニュアル

(2) 将来推計（現状すう勢ケース）

将来の二酸化炭素排出量は、現状のまま新たに施策を追加しないことを前提に、人口や製造品出荷額等など、各部門の排出要因である「活動量」の 2030（令和 12）年値を推計し、その 2013（平成 25）年度からの伸び率を 2013（平成 25）年度の排出量に乗じることで推計しました。

資 2 二酸化炭素排出量の将来推計方法

部 門	区 分	推計方法
産業 部門	製造業	2013 年度排出量/2013 年度製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量×2030 年度製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量 ※2030 年度製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量は、2016 年度と同値とした。
	建設業・鉱業	2013 年度排出量/2013 年度従業者数×2030 年度従業者数 ※2030 年度従業者数は、人口に対する従業者数の割合の 4 年間平均値（2013 年度から 2016 年度の平均値）に、2030 年度の将来人口を乗じて算出した。
	農林水産業	
業務その他部門		
家庭部門		2013 年度排出量/2013 年度市内人口×2030 年度市内人口
運輸 部門	自動車	
	鉄道	
廃棄物部門		

2 温室効果ガス排出係数

各項目に係る二酸化炭素（CO₂）排出係数は次のとおりになっています。

(1) 電力消費

単位：t- CO₂/kWh

年度 事業者	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (令和元)
九州電力	0.000509	0.000462	0.000438	0.000319	0.000344

※九州電力ウェブサイトより

(2) 廃棄物の焼却

単位：t- CO₂/t

廃棄物種類	排出係数
一般廃棄物（プラスチックごみ）	2.77
一般廃棄物（合成繊維）	2.29

※環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成 29 年 3 月）より）